



= いまの憲法が私たちの暮らしを護る =

国民の声が届かない
菅総理 あなたの政治の基本はなんですか？

最近テレビも新聞も目にするところ、オリンピック・パラリンピックめがけてまつしぐらの政権の姿が多くなってきました。「延期あるいは中止して」の国民の多くの声を無視し、「安全・安心」を繰り返して唱えるばかりでコロナ感染の解決と、私たちの将来を展望する政治が見えません。先ごろおこなわれた先進国G7の会議で各国の支持を取り付けたからと祭典開催に大張り切りですが、国内ではコロナ感染症の重症者、死者が減少の日もあるとはいえまだ安心して生活するには程遠いのではないかと思われまます。

これまでして邁進するオリンピック・パラリンピックとはなんですか。そもそも今回のオリンピック招致にあたっての目的は復興五輪ではなかったでしょうか。そしてできる限り低予算でという計画ではなかったでしょうか。3・11大震災で福島原発の被害からまだかつての生活を取り戻せていない多くの国民がいます。その復興の課題がこのオリンピック・パラリンピックのほずです。

誰の視点から見てもこの催しは違う方向から力が働いているように見えます。オリンピック国際委員会(IOC)か、テレビ放映権を持つものか、スポンサー企業か、そこに群がる人々か。その意向にそってあなたが「安心・安全」を繰り返して唱えているように見えるのは誤りでしょうか。

参加するアスリートには敬意を表します。スポーツの祭典は賛成です。しかしかつてのオリンピックが多くの政治利用の道具にされたことも事実です。

さらにオリンピックファミリーなどと称される人たちも現れ、高価な宿泊、高級な高額の飲み物などが用意され連日、お祭り騒ぎが行われるなどの裏話、あるいは実話が残るなどこの催しの負の部分改める部分も大いにあるといわれます。

総理、「私の命と暮らしを守ってほしい」という国民の切実な声を真正面で受け止める政治を行ってください。そうしなければ国民はあなたを見放します。必ず総選挙は行われますから。



今月の予定です

_ 皆さん 気軽に参加ください _



7月4日(日) 13:30 ~ 16:40

D&D 視聴と意見交換 住井す蒼 今井正監督作品「響のない川」第2部
南部梅郷公民館 南地域九条の会9の日
行動

今月の9の日行動は中止します。

野田・九条の会

7月10日(土) 13:30 ~ 16:00

野田・九条の会 意見交換「仕組みが格差を発生させる」
7月例会
総合福祉会館 第1会議室 野田・九条の会

7月19日(月) 13:30 ~ 15:30

テレトーク ちょっと緊張な 《PC、スマホでの申込み先》
「おしゃべりカフェ」 n.katagiri88@gmail.com
(片桐)
PC またスマホで話そう。 野田・九条の会

8月1日(日) 13:30 ~ 16:30

D&D 視聴と意見交換 二人の生き方に感動! "みた目とみる目" "テレビで会えない恋人"
南部梅郷公民館 南地域九条の会

シリーズ 私たちの憲法

国民には憲法を守る三大義務がある？

憲法を守る義務は誰にあるかは99条に書かれていますが「国民」は記されていません。しかし国民が守るべき「三大義務」はあるともいわれます。まずは26条です。

○ 日本国憲法第26条

- 1 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

子供の学習権を保障し、主権者としてまた豊かな人生を送れるよう学び成長する権利が子どもにあるとしています。親は、教育を受けさせることが子どもに対して義務があるということです。

○ 勤労の義務(27条)は働けるのに働こうともしないで、助けてくれと国に求めるのはおかしく、憲法はしかるべき範囲に限定しますよとっていて、決して国のために働けということではありません。

○ 納税の義務(30条)は国の存在を前提にして生活をしている以上、それを動かすコストが必要となります。税金として徴収されますが、所得の再配分をおこなうことを前提としています。

安全保障にかこつけた思想良心の自由、財産権への侵害を恐れる

■突如 不要な法案が成立

重要土地規制法といわれる「国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等に関する法律」を6月16日未明、参院本会議において自公、維新、国民の賛成多数で成立させてしまった。

この重要土地規制法は、自衛隊、米軍基地や海上保安庁、原発など安全保障上重要な施設・離島等がテロ攻撃などで安全が脅かされるのを防ぐのが目的であるとし、これらの施設周辺の土地を外国人(中国を念頭に)が買占める恐れがあるとの危惧が根底にあるともされているが、現状ではそのような事例はないようだ。本法により直近で最も影響が懸念されるのは米軍や自衛隊の基地、また沖縄辺野古の工事現場周辺の人々となる。

コロナ禍で突如成立したこの法律だが、多くの点で拡大解釈を許容すると衆参委員会で問題点が野党及び参考人から指摘されている。政府側委員を務めた吉原祥子氏までもが「条文案を読むだけでは、さまざまな臆測が広がる恐れがあると審議プロセスを見て痛感した。」と述べている。



米軍・自衛隊基地

日弁連は「思想・良心の自由や財産権などを侵害するおそれがきわめて大きい」と反対する声明を出した。

■人権侵害を意のままに

該当する土地の所有者、賃借人は氏名、住所、国籍、利用状況など、「その他の政令で定める」調査に応じなければならず、従わない場合は罰則が(懲役または罰金)ある。条文中の「その他の・・・」は曖昧で、いくらでも拡大解釈が可能であると防衛ジャーナリストの半田滋氏が批

判。これを許せば基本的人権の侵害等、憲法及び国際人権規約に触れる恐れがある。財産権侵害とそれに伴って不動産取引にも大きな影響が出ます。参考人の馬奈木弁護士も「等」、「その他」の表現で幅を(恣意的な運用を可能なように)持たせているという。また、同氏は28ヶ条の条文の中に「内閣総理大臣」と言う主語が33ヶ所出てくると指摘する。

総理の意のままに独裁的な運用が可能となる、異常と言える法文であり基地や原発の周囲で「基地反対、原発反対」のデモも出来なくなる。



防衛省

■過去に戻さない政権を選ぼう

戦前に存在した要塞地帯法、軍機保護法、さらには治安維持法を想起させると言えるだろう。また戦前の雑誌「ハイキング」には出先での写真撮影やスケッチには注意しましょうと記載されているそうで、アニメ「この世界の片隅に」の主人公すずが軍艦をスケッチしたのを憲兵が叱咤する。そんな世界を次の世代に引き継ぎたくありません。

外国との争いは憲法9条の下、外交力を高めることによって回避して軍事基地をなくし、すべての原発を廃炉にすればそもそもこんな法律は必要ありません。

国民がコロナ禍に苦しむ中、このような法律を強引に通して国会を閉会にしてしまう菅政権の暴走を止める手立ては、この秋の選挙によって自公維の議員を落選させて政権交代にもっていきかない。



国会議事堂

6/25 学習会 告知の”訂正”と「報告」

6月25日行った「福田村事件」の学習会は会場定員いっぱい26人の参加でした。98年前の事件をきちんと捉えることで、今もある差別やよそ者を排除する意識などの問題として考える良い機会になりました。

関東大震災当時は各地で朝鮮人、中国人などの虐殺が起きていたからしょうがないという人もいますが、講師の市川さんの「それなら朝鮮人なら殺してもいいんですか!」との言葉にはとりました。

なお、九条通信6月号での紹介記事で亡くなった人が15人となっていますが、9人の誤りです。お詫びして訂正します。